

免許状更新講習について

免許状更新講習の受講期間に、合計 30 時間以上の講習を受講・修了していただくことになります。

30 時間のうち、「教育の最新事情などの必修領域（必修講習）」を 12 時間以上、「教科指導、生徒指導などの選択領域（選択講習）」を 18 時間以上、受講・修了する必要があります。

本財団は、免許状更新講習を全国展開していきます。具体的な講習内容については、本財団ホームページなどで確認することができます。

本財団ホームページアドレス↓

<http://www.youchien-kikou.com/>

先生のお持ちの教員免許状は何ですか？

授与者名 (都道府県名)	免許状の種類	授与年月日
(記入例) 東京都	幼稚園・二種	昭和 55 年 2 月 2 日

全日本私立幼稚園連合会・都道府県 団体事務局一覧

[平成 21 年 5 月 1 日現在]

団体名	電話
北海道私立幼稚園協会	011-222-2548
青森県私立幼稚園連合会	017-722-2780
岩手県私立幼稚園連合会	019-654-1434
宮城県私立幼稚園連合会	022-263-7040
秋田県私立幼稚園連合会	018-863-1017
山形県私立幼稚園協会	023-641-2323
福島県全私立幼稚園協会	024-522-3252
茨城県私立幼稚園連合会	029-226-0538
栃木県幼稚園連合会	028-622-2821
群馬県私立幼稚園協会	027-280-6206
埼玉県私立幼稚園連合会	048-866-5000
千葉県私立幼稚園連合会	043-242-5791
新潟県私立幼稚園協会	025-245-2691
山梨県私立幼稚園協会	055-232-4422
東京都私立幼稚園連合会	03-3262-3666
神奈川県私立幼稚園連合会	045-430-3102
富山県私立幼稚園協会	076-441-7798
石川県私立幼稚園協会	076-222-9123
福井県私立幼稚園協会	0776-27-4747
長野県私立幼稚園協会	026-235-3353
岐阜県私立幼稚園連合会	058-274-4087
静岡県私立幼稚園協会	054-254-6820
愛知県私立幼稚園連盟	052-957-1393
三重県私立幼稚園協会	059-227-3004
滋賀県私立幼稚園協会	077-562-1064
京都府私立幼稚園連盟	075-344-0771
兵庫県私立幼稚園協会	078-331-6836
奈良県私立幼稚園連合会	0742-21-6630
和歌山県私立幼稚園協会	073-422-0711
大阪府私立幼稚園連盟	06-6351-5574
鳥取県私立幼稚園協会	0857-29-4266
島根県私立幼稚園連合会	0852-23-5548
岡山県私立幼稚園連盟	086-801-1101
広島県私立幼稚園連盟	082-294-8040
山口県私立幼稚園協会	083-924-1674
徳島県私立幼稚園協会	088-699-5131
香川県私立幼稚園連盟	087-837-9328
愛媛県私立幼稚園協会	089-931-3779
高知県私立幼稚園連合会	088-872-5880
福岡県私立幼稚園振興協会	092-713-7338
佐賀県私立幼稚園連合会	0952-25-2669
長崎県私立幼稚園連合会	095-825-5273
熊本県私立幼稚園連合会	096-323-5655
大分県私立幼稚園連合会	097-532-5545
宮崎県私立幼稚園連合会	0985-29-5288
鹿児島県私立幼稚園協会	099-285-6688
沖縄県私立幼稚園連合会	098-858-6600

財団法人 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構

〒 102-0073 東京都千代田区九段北 4 - 2 - 25 私学会館別館 4 階
メールアドレス：info@youchien-kikou.com TEL：03-3237-1080

教育委員会・都道府県一覧

[平成 20 年 4 月 21 日現在]

都道府県名	電話
北海道	011-231-4111
青森県	017-734-9893
岩手県	019-629-6121
宮城県	022-211-3639
秋田県	018-860-5142
山形県	023-630-2868
福島県	024-521-7772
茨城県	029-301-5272
栃木県	028-623-3391
群馬県	027-226-4601
埼玉県	048-830-6674
千葉県	043-223-4064
東京都	03-5320-6788
神奈川県	045-210-8156
新潟県	025-280-5629
富山県	076-444-3439
石川県	076-225-1819
福井県	0776-20-0567
山梨県	055-223-1755
長野県	026-235-7429
岐阜県	058-272-8742
静岡県	054-221-2758
愛知県	052-954-6772
三重県	059-224-2953
滋賀県	077-528-4531
京都府	075-414-5836
大阪府	06-6944-6180
兵庫県	078-362-9424
奈良県	0742-27-9844
和歌山県	073-441-3752
鳥取県	0857-26-7513
島根県	0852-22-5422
岡山県	086-226-7579
広島県	082-513-4921
山口県	083-933-4550
徳島県	088-621-3128
香川県	087-832-3740
愛媛県	089-912-2941
高知県	088-821-4569
福岡県	092-643-3891
佐賀県	0952-25-7226
長崎県	095-894-3347
熊本県	096-333-2673
大分県	097-506-5541
宮崎県	0985-26-7240
鹿児島県	099-286-5260
沖縄県	098-866-2741

教員免許更新制 「免許状更新講習」が はじまります

～平成 21 年 4 月からスタート～

幼稚園の先生！

まず、修了確認期限を確認してください

先生の免許状更新講習 スケジュールは？

「別表 1」及び「Q&A」をご参照ください

氏名

☆私の
生年月日は

昭和・平成 年 月 日

☆私の
最初の修了確認期限は

平成 年 月 日

☆私の
免許状更新講習の受講期間は

平成 年 月 日～

平成 年 月 日まで

☆私の
申請手続最終日は

平成 年 1 月 31 日

☆私が
勤務する園が所在する都道府県教育委員会

都道府県名： _____

☆私の
次回の修了確認期限は

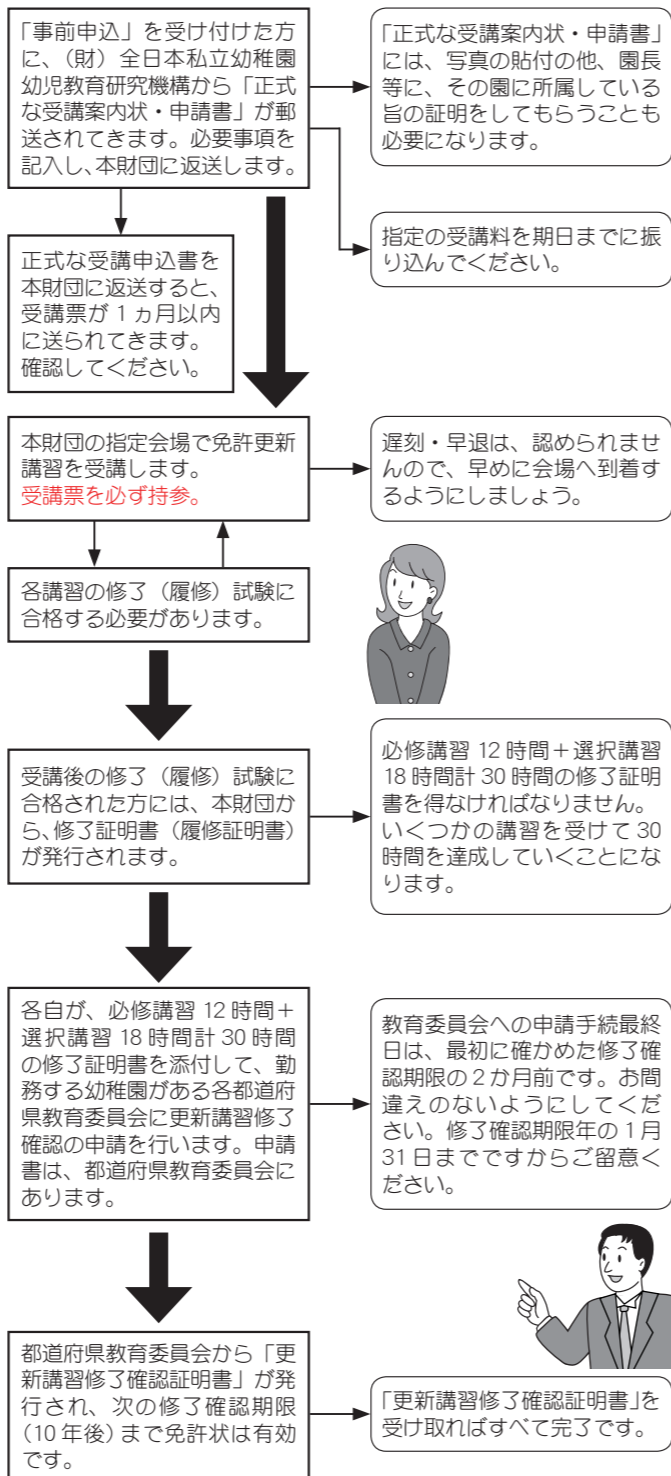
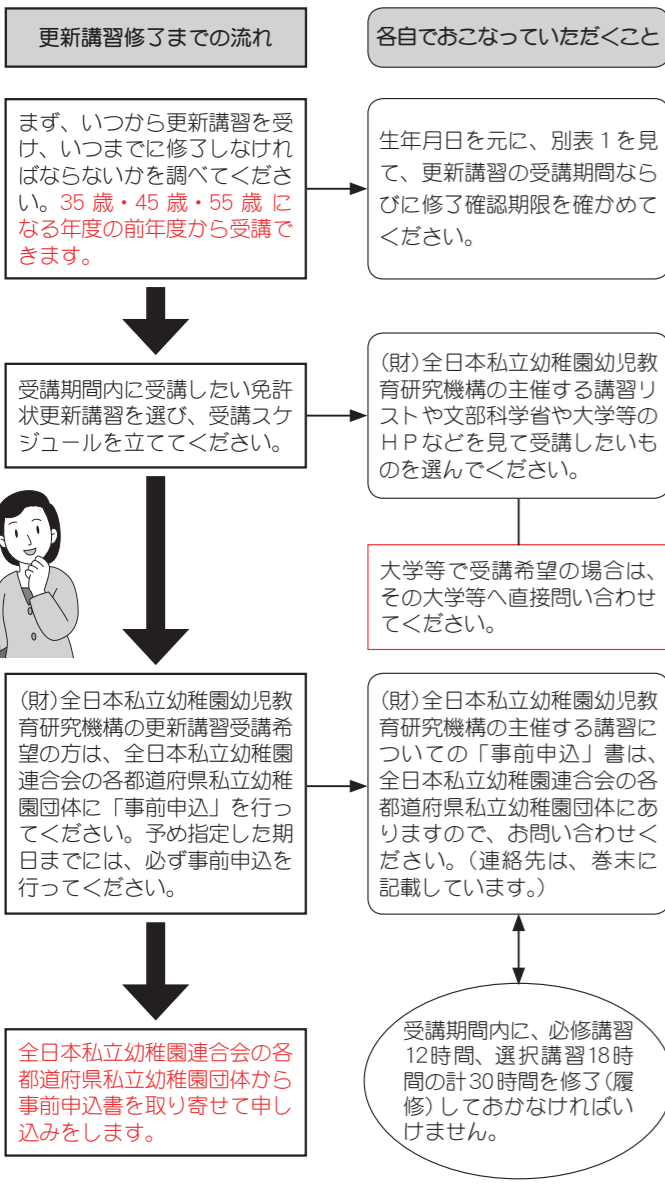
平成 年 月 日

財団法人 全日本私立幼稚園幼児教育研究機構

私立幼稚園の教職員の方へ

●幼稚園教諭の免許状を持っている方は、各自の修了確認期限までに30時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、必要な手続きを行うことが必要となります。

教員免許更新講習のおおまかな流れをご案内いたします。



(別表1)

○平成21年3月31日までに授与された教諭免許状を持つ方(養護教諭または栄養教諭免許状を持つ方を除く)の最初の修了確認期限

	生年月日	最初の修了確認期限	免許状更新講習の受講期間	次回の修了確認期限
①	昭和30年4月2日～昭和31年4月1日 昭和40年4月2日～昭和41年4月1日 昭和50年4月2日～昭和51年4月1日	平成23年3月31日	平成21年4月1日～平成23年1月31日 (平成20年度実施の「予備講習」受講により受講義務の一部又は全部が免除可能)	平成33年3月31日
②	昭和31年4月2日～昭和32年4月1日 昭和41年4月2日～昭和42年4月1日 昭和51年4月2日～昭和52年4月1日	平成24年3月31日	平成22年2月1日～平成24年1月31日	平成34年3月31日
③	昭和32年4月2日～昭和33年4月1日 昭和42年4月2日～昭和43年4月1日 昭和52年4月2日～昭和53年4月1日	平成25年3月31日	平成23年2月1日～平成25年1月31日	平成35年3月31日
④	昭和33年4月2日～昭和34年4月1日 昭和43年4月2日～昭和44年4月1日 昭和53年4月2日～昭和54年4月1日	平成26年3月31日	平成24年2月1日～平成26年1月31日	平成36年3月31日
⑤	昭和34年4月2日～昭和35年4月1日 昭和44年4月2日～昭和45年4月1日 昭和54年4月2日～昭和55年4月1日	平成27年3月31日	平成25年2月1日～平成27年1月31日	平成37年3月31日
⑥	昭和35年4月2日～昭和36年4月1日 昭和45年4月2日～昭和46年4月1日 昭和55年4月2日～昭和56年4月1日	平成28年3月31日	平成26年2月1日～平成28年1月31日	平成38年3月31日
⑦	昭和36年4月2日～昭和37年4月1日 昭和46年4月2日～昭和47年4月1日 昭和56年4月2日～昭和57年4月1日	平成29年3月31日	平成27年2月1日～平成29年1月31日	平成39年3月31日
⑧	昭和37年4月2日～昭和38年4月1日 昭和47年4月2日～昭和48年4月1日 昭和57年4月2日～昭和58年4月1日	平成30年3月31日	平成28年2月1日～平成30年1月31日	平成40年3月31日
⑨	昭和38年4月2日～昭和39年4月1日 昭和48年4月2日～昭和49年4月1日 昭和58年4月2日～昭和59年4月1日	平成31年3月31日	平成29年2月1日～平成31年1月31日	平成41年3月31日
⑩	昭和39年4月2日～昭和40年4月1日 昭和49年4月2日～昭和50年4月1日 昭和59年4月2日～	平成32年3月31日	平成30年2月1日～平成32年1月31日	平成42年3月31日

《表の見方》

各自の生年月日から、①～⑩の該当する欄の最初の修了確認期限、免許状更新講習の受講期間をご確認ください。

例1：昭和43年1月8日生まれの教諭の方は、③の欄に該当するため、最初の修了確認期限は平成25年3月31日、免許状更新講習の受講期間は平成23年2月1日から平成25年1月31日までの間となります。

※1：養護教諭または栄養教諭免許状を持つ方は、別途「最初の修了確認期限」をお調べください。

※2：「幼稚園教諭免許状」の他に「他校種の教諭免許状」を持つ方は、幼稚園教諭免許状を更新すれば、お持ちの他校種の教諭免許状も更新されたこととなります。

Q&A

教員免許更新制に関する

- Q1. 現職教員が、修了確認期限までに30時間以上の講習の課程を修了しなかった場合は、どうなるのか？
- A1. 修了確認期限までに講習を修了できなかった場合は、免許状は失効し、教職に就くことができなくなります。
- Q2. 修了認定(試験)とは、どんな試験ですか？
- A2. 当該講習で扱われた事柄が修得されているかどうかを判定するためのもので、基本的に、各講習講師によって試験内容や方法は異なります。しかし、修了認定(試験)は、受講者を落とすためのものではなく、あくまでも講習で得たであろう「最新の知識技能」の修得状況を確認するものです。
- Q3. 講習を受講したが、修了認定(試験)に受からなかった(合格できなかった)場合はどうなるのか？
- A3. 免許状更新講習受講期間である2年間の内に何度でも講習は受講できます。しかし、修了確認期限までに30時間以上の講習の課程を修了しなければ、免許状は失効し、教職に就くことができなくなります。
- Q4. 選択講習6時間に申し込んで講習を受講したが、急用のため途中退席し、6時間中2時間しか講習が受講できなかった場合は、どうなるのか？
- A4. 遅刻・早退は認められませんので、もう一度講習に申し込み、受講する必要があります。
- Q5. 産前産後の休業や育児休業などにより、受講できない場合は、どうしたらいいでしょうか？
- A5. 育児休業、産前産後の休業、長期間の病気休暇、介護休業の期間中である場合には、免許管理者への申請により、それらの事由が止んだ日から2ヶ月が確保されるように修了確認期限を延期することができます。また、大学院で専修免許取得のため勉強中といった理由でも、延期することができます。
- Q6. 免許更新講習が免除されるのは、どんな人ですか？
- A6. ①園長、副園長、教頭、主幹教諭又は指導教諭 ②免許状更新講習の講師 ③有効期間の満了日までの10年間に、文部科学省又は指定都市教育委員会、各都道府県教育委員会から指定を受けた私学団体などから知識技能が優秀であるとして表彰を受けた方が、講習の受講免除申請をし、免除が認められれば、講習の受講が免除されます。なお、免許状の免除・更新の申請は、各人で各都道府県の教育委員会に行ってください。
- Q7. 講習終了後、免許状の更新手続はどのように行うのですか？
- A7. 本財団等が発行する修了(履修)証明書を添えて、受講者から免許管理者である都道府県教育委員会に申請していただくこととなります。免許管理者は、現職教員である場合は勤務する幼稚園が所在する都道府県の教育委員会、現職教員以外の方は住所地が所在する都道府県の教育委員会になります。
- Q8. 2種免許状(幼稚園教諭免許状)から1種免許状というように上級免許状を新たに取得した場合は、どうなるのですか？
- A8. 免許管理者に申請することにより上級免許状を授与された日から10年を超えない日が修了確認期限となります。また講習の受講期間は、延期後の修了確認期限の2年2ヶ月前からとなります。(平成23年3月31日が最初の修了確認期限である教員が平成19年5月1日に1種免許状が授与された場合は平成29年5月1日まで修了確認期限を延期することができます。)
- Q9. パート勤務や教員でなくても免許状更新講習を受講できますか？
- A9. パート勤務の教員、非常勤講師、教員経験者(非常勤講師含む)、教員採用内定者、非常勤教員リストの掲載者、教員になる見込みのある者などについても免許状更新講習を受講できます。